

組合だより

| | |
|--------------------------------------|--|
| 第 1 号 (通算 29 号) 2009 年 9 月 2 日 | 発行: 九州工業大学教職員組合 〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町 1-1 |
|--------------------------------------|--|

Web: <http://www2.ocn.ne.jp/~kitunion/>

執行委員会のメールアドレス: kitunion@ninus.ocn.ne.jp

【新執行委員会がスタートしました】

6月19日の大会で2009年度役員が承認され、7月から新年度の活動が始まりました。ご存知のように8月11日に人事院から厳しい内容の勧告が出されました。国家公務員ではなくなったものの、今でも人事院勧告の影響は大きいです。今年度はより一層組合員が団結しあって職場環境の改善に取り組んで行かなければなりません。何卒、組合活動への更なるご参加、ご協力を宜しくお願い致します。

今年度の執行委員会メンバーは次の通りです。

委員長／赤星保浩
副委員長／藤澤正明
書記長／井本祐二
書記次長／国末真澄
執行委員／渡邊晃彦 山本邦雄
豊瀬泰司 修行美恵
葉山牧子

【全大教第41回定期大会報告】

全大教第41回定期大会が、7月25日26日の両日、東京・御茶ノ水で開催されました。

代議員は67名の出席がありました。本学からは、赤星委員長が代議員として、井本書記長は全大教中央執行委員として出席しました。また、赤星委員長は大会の議長(他2名)を務めました。大会は、全大教加盟および準加盟の承認から始まり、2008年度の納入人員および決算報告と続き、いずれも承認さ

れました。2009年度運動方針案に関しては、若干の修正や文章精査の必要性が提案され、執行部原案に取り入れることになりました。討論において労働条件や組織拡大についての意見が出され、反対0 保留3 賛成57で可決されました。2009年度予算案、2010年度暫定予算案は満場一致で可決されました。本年度は、全大教執行部の改選があり、定員20名に対し候補者18名全員が当選しました。新たに選出された執行委員等は全大教新聞代242号4面に掲載されています。

【新執行委員会が学長へ挨拶】

8月3日、新執行部による学長挨拶を行いました。

大学側は、下村学長、吉村理事(事務局長)、船津理事、野口人事課長、潮田総務課長および人事課職員が出席しました。組合からは「学長への組合新執行部挨拶に当たっての申し入れ」として、夏季期末手当削減分の賃金保障を行うように申し入れを行いました。学長からは、第2期中期目標・中期計画の状況、ドクター課程の未充足問題などが報告されました。

その他として、組合と大学との連絡調整窓口を、組合は井本書記長、大学は野口人事課長で行うことを再確認しました。

■□■組合員募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員かメールで執行委員会までご連絡ください。

kitunion@ninus.ocn.ne.jp

2009年8月3日

下村学長 殿

学長への組合新執行部挨拶に当たっての申し入れ

九州工業大学教職員組合
執行委員長 赤星 保浩

国立大学法人九州工業大学の管理・運営に日々ご尽力されていること、および大学内の労使問題に於いて話し合い路線を堅持されて問題解決にご努力されていることに対し、敬意を表します。

第一期中期計画の最終年度となり、中期目標達成へ向け、多忙な時期だと察しております。その最中、教職員は業務遂行のため尽力しているところですが、夏季期末手当の削減という生活に大きな影響を及ぼす不利益変更を受け、労働意欲を欠くような状況にあります。本学は、文部科学省が2009年7月27日に発表した「国立大学法人等の役職員の給与等の水準（平成20年度）」の資料によると、平成20年度は対平成17年度に対し、マイナス10.9%という人件費5%削減計画の倍以上を既に削減しています。また、事務・技術職員においては、対公務員指数は85.3であり、対他の大学法人等指数においても97.2と下回っています。これ以上の賃金の引き下げは、労働意欲の一層の低下を招くだけでなく、教職員の生活も脅かすものになります。

来週には、今年度の人事院勧告が出されようとしている今、就業規則の改定を検討しているのではと思われませんが、本学は労働意欲の欠如を招くような賃金改定は行わず、むしろ賃金を引き上げ、労働意欲を増すような対応をして頂きたいと思えます。

九州工業大学教職員組合は、九州工業大学のさらなる発展を強く望み、すべての教職員が生き甲斐を持ち、業務遂行が行える職場作りを求めて運動しております。より良い職場作りを行い、本学をより発展させるために、労使双方の意見を尊重し、互いに頑張っていけたらと願っています。

以上により、下記の申し入れを行います。

記

- (1) 国家公務員並みの賃金水準にした上で、夏季期末手当削減分の賃金保障をして頂きたい。
以上